

新居浜工業高等専門学校収入金取扱規程

平成24年10月16日規程第3号

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における収入金に関する事務の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（規則第34号）、同出納事務取扱規則（規則37号。以下「出納事務取扱規則」という。）及び同債権管理規則（規則第111号。以下「債権管理規則」という。）に基づくもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 出納事務取扱規則第5条に定める収入の原因となる事実が生じたときに送付する収入金調査書及び債権管理規則第5条に定める債権発生等の通知書（以下「債権発生等通知書」という。）は、別紙様式第1号により兼ねることができる。

第3条 独立行政法人国立高等専門学校機構が運用する財務会計システムによる収入契約決議書を債権発生元部署で作成できる場合は、これを収入金調査書又は債権発生等通知書に代えることができる。

第4条 授業料債権及び寄宿料債権は、債権の保全のため保証書（別紙様式第2号）の提出を求めるものとする。

第5条 この規程に定めるほか、必要な事項は出納命令役が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月16日から施行し、平成24年10月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校債権管理事務取扱要領（昭和52年4月1日制定）は、廃止する。